

身近な法律相談



弁護士 渡部 英明

一般的な法律相談で比較的多い相談内容は、遺言や相続です。今回は、証人や立会人も不要であり、自分だけで簡単に作れてしまう自筆証書遺言について考えたいと思います。

Q₁ 父が自筆証書遺言を残しているのを発見しました。まず、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A₁ 家庭裁判所へ遺言書の検認の申し立てをしてください。
遺言書の検認は、遺言書の状態を確定し、その現状を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止する手続きです（民法1004条1項）。

自筆証書遺言書が封印されて、開封が必要なときは、家庭裁判所に持参して、相続人や代理人立会いの上で開封しなければなりません（民法1004条3項）。

遺言書の検認・開封手続きを経たからといって、遺言書の有効性が確認されるわけではありませんが、この手続きを経ずに遺言執行をすると、5万円以下の過料に処せられるので（民法1005条）、注意が必要です。

ちなみに、公正証書遺言は、検認手続きは要求されていません（民法1004条2項）。

Q₂ 父親の自筆証書遺言には遺言執行者の指定がありませんでした。どのようにして、遺言を執行すればよいのでしょうか。

A₂ 遺言執行者の指定がない場合には、相続人の共同行為によって執行することもあります。遺言の内容によっては、相続人以外の第三者に遺言執行を委ねた方が良い場合もあります。

そこで、家庭裁判所に遺言執行者の選任の申し立てをして、遺言執行者を選任してもらいます（民法1010条）。遺言執行者が選任されると、遺言書に従った遺産の処理を遺言執行者が行います。

Q₃ 自筆証書遺言作成当時、父親は、病気のため、目が衰え、字も手が震えて書けなかったと思います。自筆証書遺言書は、Xが父親の手を添えて書いたものらしく、ところどころ達筆なところがあります。このことから、父親の自筆証書遺言は、実際にはXが書いたものと思います。このような場合でも自筆証書遺言は有効ですか。ちなみに遺言の内容はXに有利になっています。

A₃ ご質問の自筆証書遺言は民法968条1項にいう「自書」ではないため、無効とされる余地があります。自筆証書遺言が有効であるためには、遺言者が遺言当時に自筆能力を有していることが必要です。自筆能力とは、遺言者が文字を知り、かつ、これを筆記する能力をいいます。今回のご質問のケースは、父親に筆記する能力が欠けていたと思われ、また、達筆なところは父親の意思というより、Xの整然とした字を書こうとする意思が混入しており、「自書」の要件を充たしておらず、無効とされる余地があります。

他人の添え手による補助を受けた自筆証書遺言書の効力が争われた事例で、有効とした最高裁判例（昭和62年10月8日）によると、民法968条1項にいう「自書」として有効とされるための要件が書かれており、参考となるので引用します。

「病気その他の理由により運筆について他人の添え手による補助を受けてされた自筆証書遺言は、①遺言者が証書作成時に自筆能力を有し、②他人の添え手が、単に始筆若しくは改行にあたり若しくは字の間配りや行間を整えるため遺言者の手を用紙の正しい位置に導くにとどまるか、又は遺言者の手の動きが遺言者の望みにまかされており、遺言者が添え手をした他人から単に筆記を容易にするための支えを借りただけであり、かつ、③添え手が右のような態様のものにとどまること、すなわち添え手をした他人の意思が介入した形跡のないことが、筆跡のうえで判定できる場合には、「自書」の要件を充たすものとして、有効であると解するのが相当である。」

この最高裁判例の要件に照らして、他人の添え手の補助がある自筆証書遺言については、その有効性を検討すればよいと思います。